

名古屋市税制研究会報告書について（概要）

〔あるべき税制を検討する際の視点〕

- ・ 少子高齢・人口減少社会の進展
- ・ 防災対策・アセットマネジメント等の喫緊の課題
- ・ 分権型社会の実現

〔地方税制の課題〕

- ・ 国と地方の税の配分割合が、それぞれの役割に応じたものとなっていない。
- ・ 大都市には特有の財政需要が生じているものの、税制は都市の規模や特性に関わらず画一的である。
- ・ 人口減少社会の到来に伴って勤労世代の減少が見込まれる一方、子育て支援や高齢者福祉施策の拡充等により行政経費の拡大が予想される。

税制改革の方向性	
個人所得課税	<p>① 国（所得税）から地方（個人住民税）への税源移譲 税収が比較的安定的な基幹税目であり、今後、さらにその充実を図っていく必要があるため、国（所得税）から地方（個人住民税）への税源移譲を実施する必要がある。</p> <p>② 均等割の負担水準の見直し 均等割の標準税率は、国民所得や地方歳出額の伸びに見合った改正がなされておらず、地域社会の会費的性格を有することに鑑みれば、現在の負担水準は極めて低く、税率の引上げを図る必要がある。</p> <p>③ 所得控除の整理・合理化 納税者間の公平性や応益負担・負担分任の観点から、課税ベースとなる所得金額が過大に圧縮され、必要以上に税負担が軽減されることのないよう、所得控除のあり方を検討する必要がある。特に、政策誘導的な控除については所得税で対応するものとし、個人住民税にはできるだけ導入しないことが望ましい。</p>
地方法人課税	<p>① 課税標準の見直し 欠損法人が法人税割を負担していないという応益性の問題や、税収の変動性・偏在性を是正する観点から、法人住民税の課税標準の改変を行い、適切な税率設定の下で、国と地方の法人課税の中での地方分のウェイトの拡充を図ることが望ましい。</p> <p>企業活動に係わる都市的財政需要の大きい大都市については、市域内で発生する広義の企業所得から発生する税収のすべてを市税収入に繰り入れ、大都市税制を形成することにより、特例事務の実施に係る財源不足を解消し、都市的財政需要の拡大に対応できることが期待される。</p> <p>② 地方における財政力格差の是正 地方における財政力格差の是正については、地方法人課税の課税標準の見直し等の地方税制の再編の中で図られるべきである。</p> <p>地方法人税制度は、地方税が国税化・地方交付税財源化されるものであり、地方税の原則である応益性や負担分任性だけでなく、分権型社会の実現に反するものであるから、速やかに撤廃すべきである。</p>

<p style="text-align: center;">資 産 課 税</p>	<p>① 負担軽減措置の整理・合理化 国の施策によって市町村の財政に影響を与えることは地方の自主性・自立性を阻害するものであり、国の政策目的による負担の軽減措置は必要最小限にとどめるべきである。</p> <p>特に、新築住宅特例や住宅用地特例等、社会経済状況等の変化により税負担への配慮が不要となっているものについては、負担の公平を図る観点から、廃止・縮減を含めた見直しが必要である。この場合、地域の実状に応じ柔軟な対応が可能となるよう、特例率については条例に委任することが考えられる。</p> <p>② 都市計画税の拡充 大都市にあつては都市計画事業の規模が大きく、都市計画事業等に要する費用に見合った税収を確保できない状況にあり、制限税率の引上げが必要である。また、既存の公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、都市計画税収の使途を維持・管理や補修等に関する費用にも充当できるように拡充すべきである。</p> <p>③ 償却資産に対する課税の堅持 償却資産に対する固定資産税は、事業者と行政との受益関係に基づく応益課税であり、地方税としてふさわしく、また、貴重な安定財源であることから、国の経済政策等の観点から廃止・縮減等を行うべきでなく、現行制度を堅持すべきである。</p>
<p style="text-align: center;">自 動 車 関 係 税 制</p>	<p>① 自動車税等環境性能割交付金制度の導入 自動車取得税の約7割が市町村へ交付されていることを踏まえ、自動車税の環境性能割の導入と併せて、自動車税収のうち自動車取得税の廃止に伴う市町村の減収に見合った額を市町村へ交付する制度の創設を検討すべきである。</p> <p>② 大都市特有の財政需要への対応 大都市にあつては交通量が多いため道路の損耗が早く、道路橋りょう費に係る負担が大きいため、特に自動車取得税交付金や自動車重量譲与税の減収分の補填が不可欠である。</p>
<p style="text-align: center;">消 費 課 税</p>	<p>① 消費課税の充実 地方消費税は安定性が高く、税収の偏在性も少ないため、地方税として望ましい。少子・高齢化が進展する中、勤労世帯に負担が偏ることなくあらゆる世代に広く公平に負担を求めることができること、ライフサイクルの一時期に負担が大きく偏ることがないことから、今後、ますます重要な役割を果たすものであり、一層の充実を図るべきと考えられる。</p> <p>② 地方消費税の一般財源化 地方税のうち、地方消費税のみに社会保障の受給との応益関係を認める合理性はなく、今後、地方が多様な行政需要に柔軟に対応していく必要性に鑑みると、一般財源とすることが適当である。</p> <p>③ 軽減税率による地方財政への影響の排除 地方消費税が地方にとって安定的で貴重な財源となっていることに鑑み、軽減税率の制度設計にあたっては、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。</p>